一 令和3年度事業活動概況

経済社会のデジタル化等の変革に税理士が的確に対応し、国民・納税者の信頼に応え、税理士制度が社会にとって必要不可欠な存在であることを示すために、令和3年度においては、税理士法改正に向けた検討をはじめ、次のとおり積極的な事業活動を展開した。

1 税理士法改正の速やかな実現について

税理士法改正に向けて、引き続き国税庁及び財務省主税局との意見交換を実施し、令和3年6月2 3日の理事会で「税理士法に関する改正要望書」を取りまとめ、同日、これを国税庁及び財務省主税 局に提出した。

これを受け、同要望書に係るマルチメディア研修を実施し、税理士会会員の理解増進等に努めるとともに、改正税理士法の適正な運用に資するべく、各税理士会との意見交換を実施し、今後の課題等を聴取した。

また、同要望書の実現を確かなものとすべく、日本税理士政治連盟と連携し、国会議員への働きかけを行った。

これらの活動の結果、令和3年12月24日に閣議決定された「令和4年度税制改正の大綱」に納税環境整備の一環として「税理士制度の見直し」が明記され、令和4年3月22日に税理士法改正案を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決・成立し、同年3月31日に公布された。

このほか、中長期的視点から税理士試験のあり方を見直すべく、税理士試験予備校に対するアンケート調査、登録年時の浅い税理士との座談会及び税理士試験委員経験者に対するインタビューを実施するなど、税理士試験に関する現況調査を行った。

2 電子申告・納税制度の利便性向上と税理士の業務のデジタル化について

電子申告制度の更なる普及・改善を図るための施策として、税務の専門家である税理士の視点から「電子申告に関する要望事項」を取りまとめ、国税庁及び地方税共同機構に提出した。その結果、eーTaxでは令和4年4月からeーTax及びヘルプデスクの受付時間が拡大し、原則、土・日・休祝日のe-Tax利用が可能となった。さらに、eLTAXではPCdeskの利便性が向上し、これまでダウンロード版のみ利用可能であった利用届出(利用者情報)の照会・変更機能、電子証明書の差替え、暗証番号の変更機能がウェブ版でも利用可能となった。

また、令和4年1月に「税理士のための電子申告Q&A」を改訂し、全文をホームページに掲載したほか、同年3月に発生したe-Taxの不具合に関し、国税庁と協議を行い、本会の要望を伝えるとともに、税理士会会員に対して時宜に適した情報提供を行うなど、電子申告の利用促進に努めた。

加えて、税理士用電子証明書について、令和3年12月31日に第四世代税理士用電子証明書の有 効期限が到来することから、当該電子証明書の未取得者を対象にしたアンケートを実施し、未取得の 理由等の分析を進めたほか、税理士用電子証明書並びにマイナンバーカードを利用したオンライン申 込みを可能とした上で、同年4月1日より第五世代税理士用電子証明書の発行を開始し、円滑な電子 証明書の移行に対応した。その結果、令和4年3月末日時点の取得会員数は65,712人(オンライン申込み率94.77%)、取得率は82.04%となった。

電子帳簿保存法について、令和3年度税制改正で電子帳簿保存及びスキャナ保存に係る手続が簡素 化されたほか、電子取引データの出力書面等保存措置が廃止されたところ、当該保存措置については、 令和4年度税制改正で令和5年12月31日まで存置する宥恕規定が設けられた。これらの改正について、周知するとともにマルチメディア研修を実施した。

デジタルインボイスについては、ビジネスプロセス全体のデジタル化によって負担軽減を図る観点から、デジタル庁及び電子インボイス推進協議会(令和4年6月1日から「デジタルインボイス推進協議会」に名称変更)が連携して検討を進めているところ、即時かつ的確に情報を入手し、税理士会会員に対して正確に周知すること等を目的として、令和3年10月、同協議会に賛助会員として入会した。また、デジタル庁担当官によるマルチメディア研修を実施したほか、同担当官と各税理士会との意見交換を企画・実施した。

3 ICTの活用による会務運営の効率化について

ICTの活用等による会務運営の効率化に資するため、会務の電子化に対応するための諸規則の整備を行うとともに、電子決裁システムを令和3年10月から導入したほか、グループウェアをサイボウズ of ficeパッケージ版からサイボウズ Garoonに移行した。

このほか、事務局職員の在宅勤務への対応及び事務の効率化に資するため、電子決裁に対応した勤怠・給与管理システムに移行した。

4 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業支援及び税理士会会員支援について

国の給付金である月次支援金、事業復活支援金等について、随時必要な情報を周知するとともに、 中小企業庁担当官を講師とし、申請及び事前確認に関する解説動画を収録・配信した。

確定申告期に実施される税務支援について、相談会場における従事税理士会員の新型コロナウイルス感染症に対する不安を払拭し、安定的な税務支援の実施に資するため、全国の従事税理士を対象とする特定感染症危険補償特約付き傷害保険に本会として加入した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により期限内申告が困難な者に対して令和4年4月15日まで簡易な方法による申告期限の個別延長が認められたことから、当該保険への加入について延長した。なお、令和4年5月31日時点の当該保険の請求件数は149件、支払保険金額は10,975,000円だった。

5 対外広報の強化及び若者が税理士に関心を持つための施策について

対外広報では、社会全体における税理士・税理士会の認知及びイメージの向上を目的とし、税理士の使命と仕事(社会貢献を含む。)を紹介するとともに、税理士を目指す若者を増やすべく学生等へのPRを中心とした施策として、全国統一ポスター、TVCM用の動画、クリアファイル等を作成した。また、これにあわせて、令和2年度に制定した対外広報キャラクター「にちぜいくん」の普及定着を図った。

メディアへの広告展開としては、日刊紙への出稿のほか、「マイナビ学生の窓口」タイアップイベン

ト、インターネット上の各媒体へのウェブ広告、若手社会人向け情報サイトとの記事タイアップを実施し、若者の税理士への関心を喚起することに注力した。

税理士会と連携した「税理士による租税講座」を全国の大学で開設し、税法や会計の講義を通じて 学生の税理士や税理士制度への関心を促し、将来の税理士を目指す学生の増加に努めるとともに、若 者たちが将来の進路を考える時期に、税理士の資格取得や税理士事務所への就職を選択肢の一つとし て持つための職業説明会等を税理士会で開催した。

6 税制改正建議について

税制改正への対応については、税理士会及び部・委員会から提出のあった税制改正意見を、公平な税負担、理解と納得のできる税制、適正な事務負担、時代に適合する税制、透明な税務行政の五つの基本的視点から検討し、「令和4年度税制改正に関する建議書」として取りまとめ、これらを財務省・国税庁・総務省・中小企業庁など関係省庁に提出した。

また、日本税理士政治連盟と連携して、各政党の税制調査会等のヒアリングにおいて本会の税制改 正意見について説明した。

その結果、令和4年度税制改正において、交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長、財産債務 調書制度における提出期限の見直し、法人版事業承継税制(特例措置)に係る特例承継計画の申請期 限等の延長などの建議項目が実現した。

このほか、資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税の見直し、消費税の適格請求書等保存制度、記帳水準の向上策、カーボンプライシングのあり方などについて関係省庁等と意見交換を行い、 税務の専門家の視点から意見を述べた。

なお、適格請求書等保存方式(インボイス制度)については、導入延期又は中小企業の実務を踏ま えた柔軟な運用を求めて関係各所と折衝し、他方で、法律で定められた令和5年10月の制度導入を 見据え、制度周知、適格請求書発行事業者登録の勧奨等を進めた。

7 事業承継サイトの普及・推進について

事業承継サイト「担い手探しナビ」の周知・普及に資する施策として、同ナビの活用、事業承継の 重要性及び税理士に期待されている役割等に関する説明会の開催を支援し、その利用を推進した。令 和3年度における税理士会支部での説明会等開催事績は計203回、担い手探しナビの利用者数は、 4月上旬時の6,512人から3月下旬時には7,120人と1年間で約600人増となった。

また、同ナビの普及・推進にあたり、受け皿を広げるべく、外部機関との連携の検討を開始した。

8 研修受講機会の拡大及び登録時研修の受講義務化に向けた検討について

研修事業については、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るため、全国統一研修会、 登録時研修及びマルチメディア研修を企画・実施した。

令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大により、会場参加方式による研修実施が 困難と見込まれたことから、マルチメディアによる研修を充実させ、会員の研修受講機会を確保した。 令和3年度は、令和2年度より多い171本(398.5時間)の研修を配信した。 マルチメディア研修は、「令和3年度税制改正について」、「印紙税の誤りやすい実務上の留意点について」、「相続法改正と遺言実務における留意点」、「改正電子帳簿保存法における電子取引と宥恕期間」、「インボイス制度について・「『適格請求書発行事業者』登録申請に係る確認書」について」、「地方創生としての農政と変貌する農業」及び「e-Tax を利用した審査請求」の7テーマを収録し、配信した。以上の結果、令和3年度における税理士の研修受講義務の達成率は、速報値ベースで67.0%となった。

登録時研修については、これまで会場参加方式による3日間のスケジュールを主としていたが、受講者の負担軽減や受講率の向上を目的として必要なシステム改修を行い、10月より研修受講管理システムから配信を開始した。研修受講管理システムでの受講に限らず、従前の税理士会での会場型研修の受講も可能であることから、税理士会での運用状況を把握し、更なる利便性の向上及び受講率向上に関する施策の検討を進めた。また、登録時研修の受講義務化の検討にあたっては、登録時研修のみならず研修事業全体に係ることであること、受講義務の達成率の状況、税理士法や諸規則等の見直しなど様々な観点からの検討が必要であると考えられることから、論点の整理等を行った。

9 租税教育等の普及、推進及び充実について

租税教育等事業の中心である租税教室の一層の普及推進と講義の水準維持のために発行している「租税教育講義用テキスト」の改訂、「租税教育副読本『税って何かな?』」の増刷など、教材の充実を図った。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、多くの地域で対面での租税教室の開催が困難となったことや、政府が推進する教育のICT化を踏まえ、オンライン授業の実施方法の共有やデジタル教材の制作について検討を行った。

将来の租税教育を担う教員の養成を目的とした寄附講座を6大学に、大学における租税法に関する教育・研究活動を助成し、健全な納税者意識を持つ国民の育成、税理士制度を正しく周知することを目的とした寄附講座を5大学にそれぞれ開設した。また、災害等により教員養成大学寄附講座の新規開設が滞ることを避けるため、現状の予算規模を維持しつつ、より柔軟な対応が可能となるよう、実施要領を変更した。

本会は租税教育推進関係省庁等協議会(中央租推協)に賛助会員として参画しており、関係省庁と 引き続き連携を図った。

10 社会保障・税番号制度への対応について

政府が令和6年度の稼働を目指して検討を進めている「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」 について、デジタル庁及び国税庁から情報収集するとともに、本会及び税理士会における登録事務及 び会員情報管理事務等の合理化・効率化の観点から検討を進めた。

また、国税庁へ提出している「電子申告に関する要望事項」において、令和3年1月から開始されたマイナポータルと確定申告書等作成コーナーの連携に関して、更なる利便性の向上を図るため、マイナポータルに対応する企業を増やすこと、e-私書箱との連携を簡便化することについて要望するとともに、その実現について関係官庁と意見交換を行った。

1 1 税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚並びに非税理士の排除について

税理士の綱紀保持に係る施策については、非違行為を行った会員に対し、財務大臣による業務の禁止及び停止の懲戒処分がなされたことから、会報「税理士界」に綱紀保持の徹底を求める記事を掲載した。また、税理士会に対し、綱紀保持に係る国税当局との協議会及び会員研修会の開催推進方を要請し、所得税確定申告期には、税理士法第52条違反及び名義貸しを未然に防止するための記事を掲載して注意喚起を図った。

12 税務支援事業への対応について

令和2年度の受託事業の実施結果を踏まえ、令和3年分確定申告に向け10項目の要望事項を取りまとめ、国税庁個人課税課宛に提出し、同課より要望事項に対する回答を得た。

全国商工会連合会及び全国農業協同組合中央会との懇談会を開催し、前年度の協議派遣事業の事績を踏まえ、情報交換及び相互理解に努めた。

13 書面添付制度の普及・定着について

国税庁に対し、本会及び国税庁間の書面添付制度の普及・定着に向けた協議の場を引き続き設ける こと及び税理士会と国税局、支部と税務署間の協議を開催することを要望した。

また、添付書面について、利便性を向上させる観点から、実務に沿った名称及び様式変更の検討を 行い、国税庁と協議を行った。省令の改正が行われ、新様式は令和6年度から採用予定である。

そのほか、税理士会における同制度の運用状況に係る情報収集を行い、今後の国税庁との協議方針 について検討した。

14 公益活動への取り組みについて

第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年度~令和8年度)の策定にあたり、国の専門家会議のヒアリングに出席し意見を述べるとともに、パブリックコメントに付された計画案に対する意見を取りまとめ、提出した。

成年後見制度に関する研修については、研修受講管理システムを活用したオンデマンド配信を実施 するとともに、研修教材を各税理士会に提供した。

成年後見制度の利用促進のための市区町村等との連携や地域連携ネットワーク構築に向けた協議会 等への参画を通じ、成年後見制度における税理士の役割について周知を図った。

地方公共団体の監査制度研修について、基礎研修テキストを全面改訂したほか、令和2年度の実績 を踏まえ、実務研修を引き続きオンラインで実施した。

また、研修受講管理システムで政治資金監査制度研修を配信したほか、行政不服審査法の改善に向けた検討について、総務省の検討会によるヒアリングに対応した。

このほか、地方公共団体に対して、外部監査人、監査委員等への税理士の選任要請活動を行った。

(注)本事業活動概況においては、事業年度終了後、総会議案書作成の日までに生じた重要事項についても 記述している。